

2011年1月24日

SAAJ NEWS RELEASE

「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」及び 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する 規則等の一部を改正する内閣府令(案)」について意見書を提出

(社)日本証券アナリスト協会(会長：稲野和利 野村アセットマネジメント会長)は、2010年12月22日に公表された標記の会計基準(案)と内閣府令(案)について意見書を作成し、1月24日(月)に企業会計基準委員会(ASBJ)と金融庁へそれぞれ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 第1四半期と第3四半期に財務諸表の本表であるキャッシュ・フロー計算書を省略できるとされたのは、非常に残念である。ただし、四半期キャッシュ・フロー計算書を省略する場合、減価償却費及びのれんの償却額の注記を義務付けた点は評価したい。これは、「利用者が自らキャッシュ・フロー計算書を作成するのに必要な情報を開示すべき」という我々の主張に応えたものと考えられるからである。
- ✓ 四半期損益計算書などで累計期間表示が原則とされた点は、非常に残念である。表示を2つから1つへ簡素化することに異存はないが、「決算短信も含めて当該期間(3カ月)表示への統一」を提案していたからである。ただし、「主要な経営指標等の推移」に3カ月表示の1株当たり純利益が記載され、本決算時に第4四半期の1株当たり純利益が表示される点は評価したい。
- ✓ いくつかの注記情報が削除あるいは簡略化されるが、概ね利用度が低いか、他の情報源から入手可能なため、多くの財務諸表利用者への影響は小さいであろう。ただし、損益計算書の内容をより深く理解するのに不可欠な販売費及び一般管理費の内訳が、第1四半期と第3四半期に開示しなくても良いとされた点は、非常に残念である。
- ✓ 我が国の株式売買において取引のおよそ半分を占める外国人投資家が、今回の簡素化を開示の後退と受け止め、株式市場に悪影響を与えることが強く懸念される。簡素化で任意開示となる項目について、景気敏感的な多数の企業が3カ月表示の開示を続け、外国人投資家に誤解されるリスクを少しでも減らすことを期待している。

【添付資料】

資料1「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」
及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」について

資料2「四半期連結財務諸表の用語、様式
及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

(社)日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞